



内閣府

## 指名停止について

記者発表資料

令和7年6月20日

～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和7年6月20日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

### 【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 森 明彦  
契約管理係長 宮良 長幸

TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 城間 直志  
専門職 照屋 華乃子

TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

## 指名停止の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
日精株式会社	東京都港区西新橋一丁目18番17号

### 2. 指名停止措置期間 :

令和7年6月20日～令和7年8月19日（2ヶ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、建設業者から特定地下式P S設置工事の見積依頼があった場合には、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

### 5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当する。

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

## 指名停止の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
住友重機械搬送システム株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号

### 2. 指名停止措置期間 :

令和7年6月20日～令和7年8月19日（2ヶ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、建設業者から特定地下式P S設置工事の見積依頼があった場合には、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

### 5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当する。

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

## 指名停止の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
フジパスク株式会社	東京都世田谷区上馬四丁目2番5号

### 2. 指名停止措置期間 :

令和7年6月20日～令和7年10月19日（4カ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、建設業者から特定地下式P S設置工事の見積依頼があった場合には、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

### 5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当する。

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2カ月以上9カ月以内

## 指名停止の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住所
I H I 運搬機械株式会社	東京都中央区明石町8番1号

### 2. 指名停止措置期間 :

令和7年6月20日～令和7年8月19日（2ヶ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、建設業者から特定地下式P S設置工事及び特定エレベーター方式P S設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S設置工事及び特定エレベーター方式P S設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者を違反事業者として公表した。

### 5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当する。

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

## 指名停止の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
日本コンベヤ株式会社	大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル

### 2. 指名停止措置期間 :

令和7年6月20日～令和7年10月19日（4カ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、建設業者から特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令を行った。

### 5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当する。

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2カ月以上9カ月以内

## 指名停止の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住所
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号

### 2. 指名停止措置期間 :

令和7年6月20日～令和7年8月19日（2ヶ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、建設業者から特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

### 5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当する。

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内